

8. 非課税の範囲の改正(令和3年度以降)

非課税を判定する基準に10万円を加算(改正は下線部)

◎「均等割」「所得割」ともに課税されない方(非課税の方)

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(賦課期日現在)
2. 本人が障害者、未成年者、寡婦控除・ひとり親控除の対象者のいずれかに該当し、合計所得金額が135万円以下の方
3. 合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下である方
 - (1) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
$$28万円 \times \{ (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の人数 \} + \underline{26万8千円}$$
 - (2) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
38万円

◎「所得割」が課税されない方

総所得金額が、次の計算で求めた金額以下である方

- (1) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
$$35万円 \times \{ (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の人数 \} + \underline{42万円}$$
- (2) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
45万円